

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により自己都合離職された方は、正当な理由のある自己都合離職として給付制限を適用しないこととしました。

令和2年2月25日以降に、以下の理由により離職した方は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限を受けません。既に給付制限期間中の方も、給付制限期間が適用されない特例措置があります。

<「特定理由離職者」となる場合>

- ①同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより看護または介護が必要となったことから自己都合離職した場合
- ②本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合

※令和2年5月1日以降に離職された方は「特定受給資格者」となります。

- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校*¹、特別支援学校*²、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となったことから自己都合離職した場合

*1 小学校課程のみ *2 高校まで

<雇用保険求職者給付の手続がお済みの方へ>

- 給付制限期間に入っている方（待期満了後の方）は、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日（「雇用保険受給資格者証」に記載があります）にかかわらず、早い時期から給付が受けられる可能性があります。

下記、お問い合わせ先にご相談ください。

■お問い合わせ先■

ハローワーク門真 電話 06-6906-6831 (11#)



新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ハローワークの来所を控える方や一定の症状のある方、新型コロナウイルス感染症の影響で子の養育が必要となった方等について、受給期間*の延長が可能です。

* 雇用保険の基本手当を受けることができる期間

雇用保険の受給期間は、離職の日の翌日から起算して原則1年間ですが、疾病、出産、育児等の理由により30日以上職業に就くことができない日がある場合には、受給期間の延長が認められます。

こうした取扱いの一環として、以下の理由の場合も、受給期間を延長することができます。

＜受給期間の延長が可能となる場合＞

- ①新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からハローワークへの来所を控える場合
- ②新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状*¹がある場合

*¹ 風邪の症状や発熱がある場合、強い倦怠感や息苦しさがある場合など

- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校*²、特別支援学校*³、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となった場合

*² 小学校課程のみ *³ 高校まで



新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染予防を理由として、やむを得ず離職した方は「特定受給資格者」とし、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります。

令和2年5月1日以降に、以下の理由により離職した方は「特定受給資格者」として、

- ① 被保険者期間が6か月（離職以前1年間）以上あれば、基本手当の受給資格を得ることができます（通常は、被保険者期間が12か月以上（離職以前2年間）必要です。）。
- ② 基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります（注）。

（注）受給資格に係る離職理由、年齢、被保険者であった期間（加入期間）に基づき基本手当の所定給付日数が決定されます。被保険者であった期間（加入期間）が短い場合など、特定受給資格者以外の通常の離職者と所定給付日数が変わらないこともあります。

<「特定受給資格者」となる場合>

本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齡であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合

* 受給資格決定の手続きの際に、上記に該当するかを確認させていただきますので、診療の明細やお薬手帳、母子手帳等の事情を確認できる書類をご用意ください。

■お問い合わせ先■

ハローワーク門真 電話 06-6906-6831 (11#)

